龍ケ崎地方衛生組合訓令第６号

龍ケ崎地方衛生組合職員人事評価実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和５年１２月２２日

龍ケ崎地方衛生組合
管理者　筧　　信太郎

龍ケ崎地方衛生組合職員人事評価実施要綱の一部を改正する訓令

龍ケ崎地方衛生組合職員人事評価実施要綱（平成２３年龍ケ崎地方衛生組合訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「第１号から第５号」を「第１号から第４号」に改め、同項第４号中「判定がＣ」の次に「及びＤ」を加え、同項第５号を削る。

付　則

この訓令は、令和５年１２月２２日から施行し、令和５年１２月１日から適用する。